

社会福祉法人八実会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人八実会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、この法人の役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議委員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときの報酬は無報酬とする。なお、費用については報酬等に含まれない。

附則

この規程は、平成29年6月8日から適用する。